

御議論いただきたい事項等

特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会 事務局説明資料

※本資料は、第1回「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会」
(令和5年8月3日開催)の資料3を再掲するものである。

主に御議論いただきたい事項

- ✓ フリーランス・事業者間取引適正化等法では、以下の事項についての具体的な規定は、**政令・公正取引委員会規則に委任**されている。
- ✓ 主に御議論いただきたい点は、**①業務委託した際に明示しなければならない事項**と**②禁止事項**（法第5条）の規制対象となる業務委託の期間の2点。

根拠条項	政令・規則事項	委任先
法第2条第4項第4号	法定されているもの（プログラム、映像・音響、文字・図形・記号等）以外の情報成果物	政令
法第3条第1項【⇒①】	業務委託した際に明示しなければならない事項	規則
法第3条第1項かっこ書【⇒③】	電磁的方法により取引条件を明示する場合の具体的方法	規則
法第3条第2項本文【⇒④】	書面交付請求があった際の交付方法	規則
法第3条第2項ただし書【⇒⑤】	書面交付請求に対応せずとも保護に支障を生ずることがない場合	規則
法第4条第3項【⇒⑥】	再委託の場合の例外的な支払期日（元委託の支払期日から30日以内）が適用されるための明示事項	規則
法第5条第1項柱書【⇒②】	禁止事項（法第5条）の規制対象となる業務委託の期間	政令
（法第10条において準用する独占禁止法第70条の6）	（送達に関する規定）	（規則）

①業務委託した際に明示しなければならない事項 (第3条第1項)

法律の規定

- ✓ 業務委託事業者は、特定受託事業者に対して業務委託をした場合には、直ちに、取引条件 (**給付の内容** (委託する業務の内容)、 **報酬の額**、 **支払期日**等) を明示しなければならない。
(法第3条第1項)
 - 趣旨：業務委託事業者に対して、取引条件を特定受託事業者に明示させることによって、トラブルを未然に防止したものの。
- ✓ これら3点も含めた具体的な明示事項については、**公正取引委員会規則に委任**されている。

(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

2 (略)

(参考) 下請法における交付書面の記載事項

(書面の交付等)

第三条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

2 (略)

根拠条項 (3条規則)	記載事項
第1条第1号	発注事業者・受注事業者の名称
第1条第2号	委託をした日
第1条第2号	給付・役務の内容
第1条第2号	給付・役務提供の期日 (期間で役務提供を委託する場合はその期間)
第1条第2号	給付・役務提供の場所
第1条第3号	(検査する場合は) 検査完了日
第1条第4号	下請代金の額 (算定方法を含む) ※フリーランス・事業者間取引適正化等法では「報酬の額 (算定方法を含む)」
第1条第4号	下請代金の支払期日 ※フリーランス・事業者間取引適正化等法では「報酬の支払期日」
第1条第5号	(手形支払の場合は) 手形の金額・満期
第1条第6号	(ファクタリング等での支払の場合は) 金融機関の名称・支払額・期日
第1条第7号	(電子記録債権の場合は) 債権の額・支払期日
第1条第8号	(原材料等を発注者から購入させる場合は) 品名・数量・対価・引渡期日・決済期日と方法

※赤字はフリーランス・事業者間取引適正化等法でも例示されている事項

② 禁止事項 (法第5条) の規制対象となる業務委託の期間 (法第5条第1項柱書)

法律の規定

- ✓ 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対して「政令で定める期間以上の期間行う」業務委託をした場合 (契約の更新により政令で定める期間以上継続して行うこととなる場合を含む)には、次ページの事項を遵守しなければならない。(法第5条)
 - 趣旨：下請法に準じた規制を設ける一方で、規制対象を保護の必要性が特に高い取引に限定するため、経済的依存関係等が生じやすい業務委託を対象としたもの。
- ✓ 具体的な期間については、政令に委任されている。

(特定業務委託事業者の遵守事項)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託 (政令で定める期間以上の期間行うもの (当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。)) に限る。以下この条において同じ。)をした場合は、次に掲げる行為 (第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。

一～五 (略)

2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。

一・二 (略)



主な検討課題 (②禁止事項 (法第5条) の規制対象となる業務委託の期間)

禁止事項の内容 (「政令で定める期間以上の期間行う」業務委託をした場合)

根拠条項	禁止事項
法第5条第1項第1号	受領拒否の禁止
法第5条第1項第2号	報酬の減額の禁止
法第5条第1項第3号	返品の禁止
法第5条第1項第4号	買ったたきの禁止
法第5条第1項第5号	購入・利用強制の禁止
法第5条第2項第1号	不当な経済上の利益の提供要請の禁止
法第5条第2項第2号	不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止

(参考) 下請法における禁止事項

根拠条項	禁止事項	(フリーランス・事業者間取引 適正化等法との比較)
第4条第1項第1号	受領拒否の禁止	○ (法第5条第1項第1号)
第4条第1項第2号	下請代金の支払遅延の禁止	○ (法第4条第5項)
第4条第1項第3号	下請代金の減額の禁止	○ (法第5条第1項第2号)
第4条第1項第4号	返品の禁止	○ (法第5条第1項第3号)
第4条第1項第5号	買ったたきの禁止	○ (法第5条第1項第4号)
第4条第1項第6号	購入・利用強制の禁止	○ (法第5条第1項第5号)
第4条第1項第7号	報復措置の禁止	○ (法第6条第3項)
第4条第2項第1号	有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止	—
第4条第2項第2号	割引困難な手形の交付の禁止	—
第4条第2項第3号	不当な経済上の利益の提供要請の禁止	○ (法第5条第2項第1号)
第4条第2項第4号	不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止	○ (法第5条第2項第2号)

※網掛けは「政令で定める期間以上の期間行う」業務委託に限らない。

③ 電磁的方法により取引条件を明示する場合の具体的方法 (法第3条第1項かっこ書)

法律の規定

- ✓ 業務委託事業者は、特定受託事業者に対して業務委託をした場合には、直ちに、取引条件を書面又は**電磁的方法**により明示しなければならない。(法第3条第1項)
 - 趣旨：取引条件を明示する方法については、業務委託事業者の負担減のため、書面交付と電磁的方法のいずれかを選択できるようにしたもの。
- ✓ 電磁的方法の詳細は、**公正取引委員会規則に委任**されている。

(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)
第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

2 (略)

(参考) 下請法において認められている電磁的方法 (3条規則第2条)

- 電気通信回線を通じて送信し、下請事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(下請事業者のファイル)に記録する方法(例えば、電子メール、EDI等)
- 電気通信回線を通じて下請事業者の閲覧に供し、下請事業者のファイルに記録する方法(例えば、ウェブの利用等)
- 下請事業者に磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法

④ 書面交付請求があった際の交付方法 (法第3条第2項本文)

法律の規定

- ✓ 業務委託事業者は、取引条件を**電磁的方法**により明示した場合において、特定受託事業者から書面の交付を求められたときには、遅滞なく、書面を交付しなければならない。(法第3条第2項本文)
 - 趣旨：電子メールやインターネットを使えない、又は使い慣れていないような特定受託事業者に配慮し、必要な場合には法第3条第1項の事項(取引条件)が書面でも交付されるようにしたもの。
- ✓ 交付方法の詳細は、**公正取引委員会規則に委任**されている。

(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)

第三条 (略)

2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を**電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。**ただし、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

⑤ 書面交付請求に対応せずとも保護に支障を生ずることがない場合 (法第3条第2項ただし書)

法律の規定

- ✓ **【原則】** 業務委託事業者は、取引条件を**電磁的方法**により明示した場合において、特定受託事業者から書面の交付を求められたときには、遅滞なく、書面を交付しなければならない。(法第3条第2項本文)
- ✓ **【例外】** 特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合には、書面を交付する必要はない。(法第3条第2項ただし書)
 - 趣旨：書面交付請求への対応義務について、特定受託事業者が自ら電磁的方法での提供を希望していたにもかかわらず提供後に書面交付を求めた場合などを念頭に例外規定を設けたもの。
- ✓ 例外となる具体的な場合は、**公正取引委員会規則に委任**されている。

(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)

第三条 (略)

2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

⑥ 再委託の場合の例外的な支払期日 (元委託の支払期日から30日以内) が適用されるための明示事項 (法第4条第3項)

法律の規定

- ✓ **【原則】** 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対して業務委託をした場合には、報酬の支払期日について、給付を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内において定めて、支払わなければならない。(法第4条第1項、第5項)
- ✓ **【例外】** 再委託の場合には、再委託である旨、元委託者の氏名又は名称、元委託業務の対価の支払期日等を明示した場合に限り、報酬の支払期日は、元委託業務の対価の支払期日から30日以内のできる限り短い期間内でのよい。(法第4条第3項、第5項)
 - 趣旨：報酬の支払期日について、特定受託事業者の予見可能性と确实性を確保する一方で、再委託の場合については、特定業務委託事業者の資金繰り等にも配慮したもの。
- ✓ これら3点も含めた具体的な明示事項については、公正取引委員会規則に委任されている。

(報酬の支払期日等)

第四条 特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、…当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日…から起算して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、…元委託者…から業務委託を受けた特定業務委託事業者が、…元委託業務…の全部又は一部について特定受託事業者に再委託をした場合 (前条第一項の規定により再委託である旨、元委託者の氏名又は名称、元委託業務の対価の支払期日 (以下…「元委託支払期日」という。) その他の公正取引委員会規則で定める事項を特定受託事業者に対し明示した場合に限る。)には、当該再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して三十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

4～6 (略)